



## 1 子どもの認定手続

給付貸付課資格担当▶

☎ 03-5320-6826

**提出書類:** 被扶養者申告書 (認定) [用紙No.扶養1]

**添付書類:** 被扶養者認定等の手続を参照してください (P5参照)。

### 1 速やかな申告

生まれた子を被扶養者として認定申告する場合は、速やかに所属所に届出をしてください。被扶養者の手続(P5参照)は、出生日の翌日から30日を超えて所属所に申告をしたときは所属所受理日からの認定となり、出生日から認定日までの期間については、共済組合からの医療給付等が受けられませんのでご注意ください。

### 2 主たる扶養者の確認

生まれた子について、組合員以外の方が「扶養手当」またはそれに相当する手当を地方公共団体や国、その他から受けているときは、被扶養者として認定できません。

また、夫婦で共同して生まれた子を扶養する場合、夫婦双方の年間収入を比較し、多い方の被扶養者とすることを原則としています(P6参照)。

## 2 産前産後休業に係る保険料(掛金)免除

福利厚生課経理担当▶

☎ 03-5320-6822

産前産後休業をしている組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る保険料(掛金)が免除されます。

保険料(掛金)が免除されている期間でも、年金の加入期間として通算されます。

### ア 保険料(掛金)の免除期間

出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(※多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読みかえます。)から出産の日後56日までの間で、妊娠および出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間中の保険料(掛金)が免除の対象となります。具体的な免除期間等、詳しくは公立学校共済組合東京支部ホームページをご覧ください。

### イ 免除申出手続

申出書を、出産後、産前産後休業終了日までに、所属所の事務担当者を通して経理担当へ(1回)提出してください。

申出書は当初と出産後の欄に記載の上、下記①から③の書類を添付して提出してください。

**提出書類:** 「産前産後休業保険料(掛金)免除申出書」[用紙No.産休1]

**添付書類:** ① 産前産後休業を承認された期間の分かる書類の写し(例: 休暇・職免等処理簿、出勤簿、マスターカード、欠員補充申請の書類等)

※ 当初と出産後の産前産後休業の承認期間が異なる場合は、当初と出産後それぞれの承認された期間の分かる書類の写しが必要となります。

② 出産予定日が確認できる書類の写し(例: 母子健康手帳、妊娠証明書、診断書等)

③ 出産日が確認できる書類の写し(例: 母子健康手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票(マイナンバーの記載がないもの)等)

※ 育児休業中の保険料(掛金)免除については、P35をご覧ください。

### 3 出産時に受けられる給付(出産費、出産手当金)

給付貸付課短期給付担当 ▶ ☎ 03-5320-6827

#### 出産費(家族出産費)・同附加金、出産手当金

給付の種類	出産費・同附加金	家族出産費・同附加金
支給要件	(1) 組合員が出産したとき (2) 資格喪失後6か月以内に出産したとき	被扶養者が出産したとき
受給権者	組合員 支給要件(2)の場合、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと	組合員
支給額	出産費 ……………500,000 円* <sup>1</sup> 同附加金……………50,000 円* <sup>2</sup>	家族出産費 ……………500,000 円* <sup>1</sup> 同附加金……………50,000 円
	2人以上出産した場合は、上記支給額×出産児数が支給されます。 *1 産科医療補償制度の対象外の出産(在胎週数22週未満や海外での出産等)の場合、支給額は488,000 円になります。 *2 支給要件(2)の場合、附加金は支給対象外です。	
請求手続	所属所を經由して請求(任意継続組合員は短期給付担当に直接請求) 請求方法は以下の3パターンです。 ① 直接支払制度を利用する場合 ② 受取代理制度を利用する場合 ③ 直接支払制度・受取代理制度をいずれも利用しない場合 ※ ②のみ、出産予定日の2か月前から10日前までに事前申請が必要です。	
その他	妊娠4か月以上(85日以上)の死産および流産(母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含む。)の場合も支給されます。	

給付の種類	出産手当金
支給要件	(1) 出産のため勤務できなくなり、報酬(給料)の全部または一部が支給されないとき (2) 出産日または出産予定日が退職の日以後42日以内のとき
受給権者	組合員(任意継続組合員を除く。) 支給要件(2)は、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと ※ 通常の場合、妊娠出産休暇中は支給対象外です。 ※ 任意継続組合員であっても、1年以上組合員であった方で、出産日または出産予定日以前42日が在職中であった場合には給付の対象となります。
支給額	(過去12か月の標準報酬月額を平均した額÷22)×2/3×支給日数* * 出産日(出産が早まったときは出産日、出産が遅くなったときは出産予定日)以前42日から出産日の翌日以後56日までの間のうち、勤務日に当たる日数分を支給します。
請求手続	所属所を經由して請求(任意継続組合員は短期給付担当に直接請求)

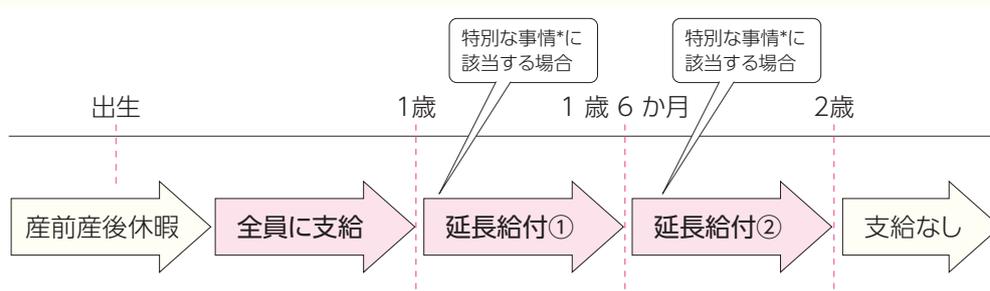
#### 育児支援品購入補助について

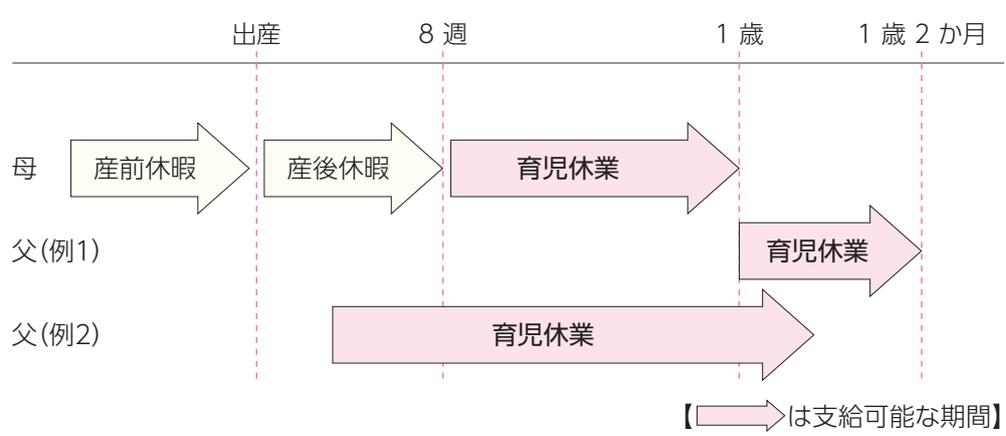
上記の出産費、出産手当金が支給される方は、出産後、福利厚生サービス提供事業「かがやきメイト」において、育児支援品購入補助をご利用いただけます。

## 4 育児休業中(無給)に受けられる給付(育児休業手当金)

給付貸付課短期給付担当 ▶ ☎ 03-5320-6827

3 誕生

<p><b>支給要件</b></p>	<p>組合員(任意継続組合員は除く。)が育児休業を取得したとき ただし、組合員の中でも、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員は、共済組合からの給付はありません。</p>
<p><b>支給期間</b></p>	<p>(1)通常の給付 育児休業の承認を受けた期間で、育児休業の対象となる子の1歳に達する日(誕生日の前日)まで</p> <p>(2)給付期間の延長について(延長給付) 子が1歳に達した日後について、特別な事情*に該当する場合は1歳6か月に達する日まで、子が1歳6か月に達した日後について、なお、特別な事情に該当する場合は2歳に達する日まで給付期間を延長できます。</p>  <p>* 特別な事情</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 育児休業に係る子について、保育所等の入所を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳の誕生日以後の期間について、当面保育が実施されないとき</li> <li>② 当該子の1歳の誕生日以後の期間について、常態として子の養育を行う配偶者が次のいずれかに該当したために、育児休業が承認された場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死亡したとき</li> <li>イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき</li> <li>ウ 婚姻の解消等により配偶者が育児休業に係る子と同居をしないとき</li> <li>エ 6週間(多胎妊娠の場合14 週間)以内に出産する予定であるか、または産後8週間を経過しないとき</li> </ul> </li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>〈延長に係る注意事項〉</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入園意思のない保育所等の入所手続による延長給付の請求はできません。</li> <li>② 保育所等の入所希望日が、子の1歳の誕生日(2歳まで延長の場合は1歳6か月を迎えた日)より前でなければ延長給付の請求はできません。</li> <li>③ 延長給付期間中において保育所等への入所が可能であるにもかかわらず、入所を行わなかったり入所申込を取り下げることに入所保留状態でなくなったときは、組合員に復職の意思がないものとみなし、延長分の手当金をすべて遡って返納していただくこととなりますのでご注意ください。</li> <li>④ 手当金の延長期間が保育所等の入所不承諾通知の申込有効期限より長い場合、有効期間終了後の期間について、再度入所の申込みをする必要があります。この手続を行っていない場合には保育所等の入所不承諾通知の申込有効期限で給付を終了します。</li> <li>⑤ 延長給付の対象となるのは保育所、認定こども園または家庭的保育事業等の入所手続のみです。</li> <li>⑥ 1歳6か月に達した日後の支給対象者は、1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの全期間において、延長給付の支給要件を満たしている者です。</li> </ol> </div>

支給期間	<p><b>(3) パパ・ママ育休プラス</b></p> <p>育児休業の対象となる子について、その父母共に育児休業を取得する場合*1、支給期間が1年*2を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。配偶者が公務員か民間企業かは問いません。</p> <p>(例)父がパパ・ママ育休プラスを利用する場合</p>  <p>【は支給可能な期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 子が1歳に達する日以前に組合員の配偶者が育児休業を取得する場合があります。</li> <li>* 2 支給期間は最長1年間(母は出産日および産後休暇期間ならびに育児休業手当金の支給期間と合わせて1年)</li> <li>※ 特別な事情に該当するときは、前ページ(2)のとおり、支給期間の延長ができます。</li> </ul>
	支給額
請求手続	<p>所属所を経由して請求</p>

延長給付は「1歳の誕生日の時点で復職したい人が保育園に預けたいのに預けられない」というのが要件だよ!



## 5 復職時の掛金について

福利厚生課経理担当 ▶

☎ 03-5320-6822

### 1 産前産後休業終了時改定 (育児休業を取得せずに復職する場合は該当します。)

産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業に係る子を養育するときに、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合、復帰後に受ける報酬の額と標準報酬月額との差が生じます。その際、組合員本人の申出により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

**提出書類：**「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」〔用紙No終了時改定 2〕

### 2 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育するときに、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合、復帰後に受ける報酬の額と標準報酬月額との差が生じます。その際、組合員本人の申出により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

**提出書類：**「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」〔用紙No終了時改定 1〕

※ 短期組合員の厚生年金保険にかかる育児休業終了時報酬月額の変更については、日本年金機構ホームページ等でご確認ください。

## 6 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

給付貸付課年金担当 ▶

☎ 03-5320-6828

組合員が3歳未満の子を養育している間に育児短時間勤務等で報酬額が下がり将来の年金の給付額が低くなることを避けるため、標準報酬月額の特例があります。

3歳に満たない子を養育している組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と子を養育することになった日(出生日等)の属する月の前月の標準報酬月額を比較して、高い方が年金の算定に適用されます。追加の保険料(掛金)の負担はありません。

**提出書類：**「3歳未満の子を養育する旨の申出書」

- ※ この特例は、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用しません。
- ※ 特例の適用は、申出をした月の前月までの過去2年間です。
- ※ 短期組合員の3歳未満養育特例については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

